

奈良県営水道企業管理規程第五号



奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の二第三号中「総務部人事課長」を「総務部行政・人材マネジメント課長」に改める。